

# 自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

Kirayaka Bank

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第19号。以下、「自己資本比率告示又は告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出してあります。

また、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用してあります。

## 自己資本の構成に関する開示事項(連結)

(単位：百万円、%)

項目	当期末	前期末	経過措置による 不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目</b>			
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	64,573	64,584	
うち、資本金及び資本剰余金の額	50,607	50,607	
うち、利益剰余金の額	14,437	14,465	
うち、自己株式の額(△)	—	—	
うち、社外流出予定額(△)	470	487	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△ 891	△ 869	
うち、為替換算調整勘定	—	—	
うち、退職給付に係るものの額	△ 891	△ 869	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	—	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,004	2,539	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,004	2,539	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,137	1,406	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	180	232	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	67,004	67,894	
<b>コア資本に係る調整項目</b>			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	886	1,069	267
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	96	116	29
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	790	953	238
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	1,044	929	786
適格引当金不足額	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	
退職給付に係る資産の額	1,574	968	242
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3,506	2,966	
<b>自己資本</b>			
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	63,497	64,927	
<b>リスク・アセット等</b>			
信用リスク・アセットの額の合計額	755,185	731,246	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	703	1,271	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	—	238	
うち、繰延税金資産	—	232	
うち、退職給付に係る資産	—	242	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 4,350	△ 4,650	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	5,053	5,209	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	33,475	35,703	
信用リスク・アセット調整額	—	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	788,660	766,949	
<b>連結自己資本比率</b>			
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	8.05	8.46	

(注) 1. 上記「自己資本の構成に関する開示事項(連結)」に掲げた計表は、2015年3月26日公布の金融庁告示第25号により定められた様式に従って記載してあります。  
なお、本表中、「当期末」とあるのは、「2019年3月末」を「前期末」とあるのは、「2018年3月末」を指します。  
2. 上記に掲げた「自己資本の構成に関する開示事項」の開示に使用する別添別紙様式第4号の経過措置期間が終了したため、2019年3月末については、「2014年金融庁告示第7号(以下、「開示告示」という。))別紙様式第12号により開示してあります。

## 自己資本の構成に関する開示事項(単体)

(単位：百万円、%)

項目	当期末	前期末	経過措置による 不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目</b>			
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	64,734	64,558	
うち、資本金及び資本剰余金の額	51,799	51,799	
うち、利益剰余金の額	13,405	13,246	
うち、自己株式の額(△)	—	—	
うち、社外流出予定額(△)	470	487	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,851	2,376	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,851	2,376	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,137	1,406	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	67,722	68,341	
<b>コア資本に係る調整項目</b>			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	768	927	231
うち、のれんに係るものの額	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	768	927	231
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	887	846	789
適格引当金不足額	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	
前払年金費用の額	2,466	1,837	459
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	4,122	3,610	
<b>自己資本</b>			
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	63,600	64,730	
<b>リスク・アセット等</b>			
信用リスク・アセットの額の合計額	746,747	720,733	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	703	1,461	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	—	231	
うち、繰延税金資産	—	211	
うち、前払年金費用	—	459	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 4,350	△ 4,650	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	5,053	5,209	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	33,477	35,408	
信用リスク・アセット調整額	—	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	780,224	756,142	
<b>自己資本比率</b>			
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	8.15	8.56	

(注) 1. 上記「自己資本の構成に関する開示事項(単体)」に掲げた計表は、2015年3月26日公布の金融庁告示第25号により定められた様式に従って記載しております。  
 なお、本表中、「当期末」とあるのは、「2019年3月末」を「前期末」とあるのは、「2018年3月末」を指します。  
 2. 上記に掲げた「自己資本の構成に関する開示事項」の開示に使用する別紙様式第3号の経過措置期間が終了したため、2019年3月末については、「2014年金融庁告示第7号(以下、「開示告示」という。))別紙様式第11号により開示しております。

# 自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

Kirayaka Bank

## 定性的な開示事項

### 連結の範囲に関する事項

●自己資本比率告示第26条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

連結自己資本比率の算出対象となる連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社に相違点はありません。

●連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

2019年3月末の連結グループに属する連結子会社は4社であります。

会社の名称	主要な業務の内容
きらやかリース株式会社	リース業務
きらやかカード株式会社	クレジットカード・信用保証業務
きらやかコンサルティング&パートナーズ株式会社	コンサルティング ベンチャーキャピタル業務
山形ビジネスサービス株式会社	事務受託業務

●自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容  
該当ございません。

●連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容  
該当事項はございません。

●連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要  
該当事項はございません。

自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第25条又は第37条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要

自己資本調達手段の概要は以下のとおりであります。

### 【普通株式】

発行主体	当行	
資本調達手段の種類	普通株式	
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額		
連結自己資本比率	2018年3月末 20,607百万円	2019年3月末 20,607百万円
単体自己資本比率	2018年3月末 21,799百万円	2019年3月末 21,799百万円
配当率又は利率	—	
償還期限の有無	無	
その日付	—	
償還等を可能とする特約の概要	—	
初回償還可能日及びその償還金額	—	
償還特約の対象となる事由	—	
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	—	
元本の削減に係る特約の概要	—	
配当等停止条項の有無	無	
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—	

### 【強制転換条項付優先株式】

発行主体	当行	
資本調達手段の種類	第IV種優先株式	
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額		
連結自己資本比率	2018年3月末 20,000百万円	2019年3月末 20,000百万円
単体自己資本比率	2018年3月末 20,000百万円	2019年3月末 20,000百万円
配当率又は利率	日本円TIBOR(12ヶ月物)+1.15%	
償還期限の有無	無	
その日付	—	
償還等を可能とする特約の概要	2019年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第IV種優先株式の全部又は一部を取得することができる旨の条項を定めております。	
初回償還可能日及びその償還金額	—	
償還特約の対象となる事由	—	
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	(注) 1、2	
元本の削減に係る特約の概要	—	
配当等停止条項の有無	無	
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—	

(注) 1. 第IV種優先株主は、第IV種優先株式の取得を請求することができる期間（以下「第IV種取得請求期間」という。）（2012年12月29日～2024年9月30日）中、当行が第IV種優先株式を取得すると引換えに、定められた算出方法により算出される数の当行の普通株式を交付することを請求することができる。  
2. 当行は、第IV種取得請求期間の末日までに当行に取得されていない第IV種優先株式の全てを同期間の末日の翌日をもって取得し、これと引換えに、定められた算出方法により算出される数の当行の普通株式を第IV種優先株主に交付する。

発行主体	当行	
資本調達手段の種類	第V種優先株式	
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額		
連結自己資本比率	2018年3月末 10,000百万円	2019年3月末 10,000百万円
単体自己資本比率	2018年3月末 10,000百万円	2019年3月末 10,000百万円
配当率又は利率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率としての資金調達コスト	
償還期限の有無	無	
その日付	—	
償還等を可能とする特約の概要	2022年12月29日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第V種優先株式の全部又は一部を取得することができる旨の条項を定めております。	
初回償還可能日及びその償還金額	—	
償還特約の対象となる事由	—	
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	(注) 1、2	
元本の削減に係る特約の概要	—	
配当等停止条項の有無	無	
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—	

(注) 1. 第V種優先株主は、第V種優先株式の取得を請求することができる期間（以下「第V種取得請求期間」という。）（2013年6月29日～2037年12月28日）中、当行が第V種優先株式を取得すると引換えに、定められた算出方法により算出される数の当行の普通株式を交付することを請求することができる。  
2. 当行は、第V種取得請求期間の末日までに当行に取得されていない第V種優先株式の全てを同期間の末日の翌日をもって取得し、これと引換えに、定められた算出方法により算出される数の当行の普通株式を第V種優先株主に交付する。

**【非支配株主持分】**

発行主体	きらやかリース株式会社	
資本調達手段の種類	普通株式	
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額		
連結自己資本比率	2018年3月末 83百万円	2019年3月末 62百万円
単体自己資本比率	—	
配当率又は利率	—	
償還期限の有無	無	
その日付	—	
償還等を可能とする特約の概要	—	
初回償還可能日及びその償還金額	—	
償還特約の対象となる事由	—	
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	—	
元本の削減に係る特約の概要	—	
配当等停止条項の有無	無	
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—	

発行主体	きらやかコンサルティング&パートナーズ株式会社	
資本調達手段の種類	普通株式	
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額		
連結自己資本比率	2018年3月末 149百万円	2019年3月末 117百万円
単体自己資本比率	—	
配当率又は利率	—	
償還期限の有無	無	
その日付	—	
償還等を可能とする特約の概要	—	
初回償還可能日及びその償還金額	—	
償還特約の対象となる事由	—	
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	—	
元本の削減に係る特約の概要	—	
配当等停止条項の有無	無	
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—	

**自己資本の充実度に関する評価方法の概要**

当行では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各種リスクについて、それぞれのリスクに適したリスク管理を行うとともに、各種リスクを横断的に把握・評価する体制としております。また、計量化されたリスク量が各リスクカテゴリーに配賦した資本の範囲内に収まっていることを月次でモニタリングし、自己資本の充実度を評価する体制としております。

各リスクカテゴリーに配賦する資本への原資は、コア資本（経過措置終了後）からパーゼルⅡ国内基準における補完的項目のうちコア資本算入分を控除した額としております。

また、早期警戒制度の枠組みにおける「銀行勘定の金利リスク」量を計測しているほか、信用リスク、市場リスクの統合的なストレステストを実施し、資本の充実度を評価しております。

**信用リスクに関する事項**

**●リスク管理の方針及び手続の概要**

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスクをいいます。

当行では、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体のポートフォリオの信用リスク分散を図っております。

個別債務者の信用リスク管理については、審査部門が個別債務者ごとに財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等の評価を行っております。評価は、新規与信実行時及び実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めております。自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものであります。審査部門は、自己査定の集計結果等を経営に報告しております。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、リスク管理部門が業種集中度や大口集中度等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。リスク管理部門は、モニタリング結果を定期的に経営に報告しております。

当行では、行内格付制度を導入しております。行内格付制度は、個別債務者の信用度に応じて信用格付を付与し分類するもので、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う上で、行内格付を利用しております。

**(自己査定と償却・引当)**

当行では、金融検査マニュアル等に則した自己査定基準及び償却・引当基準を定めており、自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行っております。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しております。

「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、直接償却又は個別貸倒引当金の計上を行っております。

**●標準的手法が適用されるポートフォリオについて**

**(リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称)**

当行では、保有資産のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付は、株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク（Moody's）、S&Pグローバル・レーティング及びフィッチレーティングスリミテッド（Fitch）の格付を使用しております。なお、エクスポージャーごとの格付機関の使い分けは行っておりません。

#### 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブ等により、保有債権のリスクを削減する手法をいいます。

当行が、貸出等の与信行為を行うにあたり、返済可能に関する十分な検証を行っておりますが、その上で、信用リスクを軽減するために、担保や保証等をいただくことがあります。当行が適用している担保や保証の種類としては、担保では預金、有価証券、不動産等があり、不動産担保が大半を占めております。保証では、信用保証協会、政府関係機関、地方公共団体等が主なものとなっております。担保・保証の評価や管理等の手続については、当行が定める「担保規程」「担保取扱基準」等の行内規程に基づいて、適切な取扱を行っております。特に不動産担保については、厳正な担保評価を行うべく、詳細な規程を定めております。

また、貸出金と預金の相殺を行う取引としては、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引を対象としております。

なお、自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす適格担保及び適格保証、並びに貸出金と自行預金の相殺を、信用リスク削減手法として適用しリスク・アセットを削減しております。適格担保の内容としては自己預金、国債、適格保証の内容としては住宅金融支援機構（前住宅金融公庫）や政府関係機関、地方公共団体の保証などが主なものとなっております。

#### 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行における派生商品取引としては、通貨関連取引等があります。派生商品取引における取引相手の信用リスクについては、カレント・エクスポージャー方式により信用リスク量を算出しております。

なお、派生商品取引に係る保全や引当の算出は行っておりません。

#### 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

#### オペレーショナル・リスクに関する事項

##### ●リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

当行では、お客様の利益を保護するとともにお客様の信頼を損なうことのないよう、規程の整備、営業店への研修や事務指導を通して堅確な事務処理体制の構築に努めております。

具体的には、オペレーショナル・リスクでは事務リスク、システムリスク、レピュテーション・リスク、イベント・リスク等を管理しております。

また、個別規程として、事務リスク管理規程、システムリスク管理規程、レピュテーション・リスク管理規程等の行内規程を定め、各リスクについては、それぞれ事務部、経営企画部、総務部等の管理部署が個別リスクを管理し、事故データ等の蓄積を行っているほか、リスク統括部に定期的に状況を報告する態勢としております。

リスク統括部は、各部からの報告を踏まえてオペレーショナル・リスク全般のモニタリングを行っており、その結果を定期的に経営に報告しております。

##### ●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」（注）を採用しております。

（注）「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

#### 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行における出資等のリスクの管理につきましては、リスク管理部門において、定期的にリスクを評価し、その状況について、リスク管理担当役員等、経営への報告を行っております。

リスクの評価方法としては、上場株式等につきましては、時価評価及びバリュエーション・アット・リスク（VaR）によりリスク量を計測し、予め定めた損失限度額の遵守状況をモニタリングしております。

#### 金利リスクに関する事項

##### ●リスク管理の方針及び手続の概要

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。

当行は、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス及びリスク管理部門であるミドルオフィスの3部門による相互牽制体制とし、市場リスク管理態勢の強化に努めております。

リスク統括部は、市場リスク量を適切にコントロールするために市場リスクの状況をモニタリングしております。具体的には、計量可能な市場リスクについては市場リスク量を計測し、また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場リスク量や、当行の損益に与える影響等を試算しております。また、市場リスクの状況について定期的に経営に報告しており、リスク管理委員会等において、市場リスクが当行の自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認するとともに、市場リスクのコントロール

に関する方針の検討を行っております。

(1) 銀行勘定の金利リスク (IRRBB : Interest Rate Risk in the Banking Book)

当行は、コア預金モデルを使用して流動性預金に金利改定の満期を割り当てており、金利改定の満期は平均3.921年、最長9.5年となっております。コア預金モデルは、流動性預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金をコア預金と推計し、満期を割り当てております。具体的には、普通預金など満期のない流動性預金については、預金種別や顧客属性別の過去の預金残高推移を統計的に解析し、将来預金残高を保守的に推計することで、実質的な満期を計測しております。計測結果については、バックテスト等による検証を行っております。

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、過去の実績データの蓄積が十分ではないため、保守的な前提として金融庁が定める設定値を反映させて考慮しております。

複数通貨の取扱いについては、主要な通貨を計測対象としているほか、通貨間の金利の相関を考慮しない保守的な方法により合算しております。

クレジットスプレッド等のスプレッドに関しては、割引金利に含めておりません。

△EVEは、コア預金モデルのパラメータ値の見直しなどにより重大な影響を受ける可能性があります。

ファンド等の金利リスクについては、重要性に応じ簡便的な方法等により適切に計測し、保守的な方法により合算しております。

現状、△EVEは自己資本の額の20%以内に収まっており、金利リスク管理上問題のない水準と認識しております。

(2) 内部管理上使用している金利リスク

当行は内部管理において、△EVE以外にもVaR、BPVなどを用いて金利リスクを計測しております。

VaRについては、預貸金、債券等の業務別に、信頼区間99%、観測期間1年のコリレーション法(分散共分散法)により計測しております。VaRとは、将来のある一定期間(保有期間)のうちに、ある一定の確率(信頼区間)の範囲内で、金融資産・負債が被る可能性のある最大損失額を統計的手法により推計したものであり、保有期間は、商品の手仕舞い期間などを考慮した適切な期間としております。

BPVは、金利1bp(0.01%)の変化により、保有資産・負債の現在価値がどの程度変化するかを計測する手法であり、預貸金、債券等の業務別に計測しております。

# 自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

Kirayaka Bank

## 定量的な開示事項

■その他金融機関等（自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額  
該当ございません。

### 自己資本の充実度に関する事項

#### 信用リスクに対する所要自己資本の額（単体）

（単位：百万円）

項目	2018年3月期		2019年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
[資産(オン・バランス)項目]				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	27	1	0	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	24	0
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	18	0	27	1
我が国の政府関係機関向け	2,637	105	2,819	112
地方三公社向け	15	0	5	0
金融機関及び第一種金融商品取引事業者向け	30,416	1,216	24,083	963
法人等向け	294,330	11,773	322,185	12,887
中小企業等向け及び個人向け	164,747	6,589	166,154	6,646
抵当権付住宅ローン	28,188	1,127	33,171	1,326
不動産取得等事業向け	101,068	4,042	107,362	4,294
三月以上延滞等	2,881	115	3,161	126
取立未済手形	30	1	46	1
信用保証協会等による保証付	4,880	195	5,146	205
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	35	1	35	1
出資等	44,896	1,795	38,970	1,558
（うち出資等のエクスポージャー）	44,896	1,795	38,970	1,558
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
上記以外	37,532	1,501	35,604	1,424
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	7,750	310	7,250	290
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	5,773	230	4,911	196
（うち上記以外のエクスポージャー）	24,009	960	23,442	937
証券化(オリジネーターの場合)	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外の場合)	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	1,133	45	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	6,111	244	5,053	202
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△4,650	△186	△4,350	△174
資産(オン・バランス)計	714,302	28,572	739,503	29,580
[オフ・バランス取引等項目]				
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—	—	—
原契約期間が1年以下のコミットメント	79	3	98	3
短期の貿易関連偶発債務	—	—	—	—
特定の取引に係る偶発債務	674	26	617	24
N I F又はR U F	—	—	—	—
原契約期間が1年超のコミットメント	220	8	676	27
内部格付手法におけるコミットメント	—	—	—	—
信用供与に直接的に代替する偶発債務	3,450	138	4,096	163
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—	—	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	1,755	70	1,438	57
派生商品取引	97	3	126	5
長期決済期間取引	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—	—	—
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—	—	—
オフ・バランス取引等項目 計	6,278	251	7,052	282
[CVAリスク相当額](簡便的リスク測定方式)	145	5	189	7
[中央清算機関関連エクスポージャー]	7	0	2	0
合 計	720,733	28,829	746,747	29,869

(注) 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

#### 単体総所要自己資本額

（単位：百万円）

項目	2018年3月期	2019年3月期
	所要自己資本の額	
信用リスク(標準的手法)	28,829	29,869
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	1,416	1,339
合 計	30,245	31,208

信用リスクに対する所要自己資本の額 (連結)

(単位: 百万円)

項目	2018年3月期		2019年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
[資産(オン・バランス)項目]				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	27	1	0	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	24	0
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	18	0	27	1
我が国の政府関係機関向け	2,637	105	2,819	112
地方三公社向け	15	0	5	0
金融機関及び第一種金融商品取引事業者向け	30,424	1,216	24,090	963
法人等向け	292,225	11,689	318,482	12,739
中小企業等向け及び個人向け	166,215	6,648	167,676	6,707
抵当権付住宅ローン	28,188	1,127	33,171	1,326
不動産取得等事業向け	101,068	4,042	107,362	4,294
三月以上延滞等	2,924	116	3,200	128
取立未済手形	30	1	46	1
信用保証協会等による保証付	4,880	195	5,146	205
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	35	1	35	1
出資等	41,005	1,640	35,086	1,403
(うち出資等のエクスポージャー)	41,005	1,640	35,086	1,403
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—
上記以外	52,713	2,108	50,061	2,002
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	7,750	310	7,250	290
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	6,248	249	5,241	209
(うち上記以外のエクスポージャー)	38,714	1,548	37,569	1,502
証券化(オリジネーターの場合)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外の場合)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	1,133	45	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	5,921	236	5,053	202
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△4,650	△186	△4,350	△174
資産(オン・バランス)計	724,815	28,992	747,941	29,917
[オフ・バランス取引等項目]				
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—	—	—
原契約期間が1年以下のコミットメント	79	3	98	3
短期の貿易関連偶発債務	—	—	—	—
特定の取引に係る偶発債務	674	26	617	24
N I F 又は R U F	—	—	—	—
原契約期間が1年超のコミットメント	—	—	676	27
内部格付手法におけるコミットメント	220	8	—	—
信用供与に直接的に代替する偶発債務	—	—	4,096	163
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	3,450	138	—	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	1,755	70	1,438	57
派生商品取引	97	3	126	5
長期決済期間取引	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—	—	—
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—	—	—
オフ・バランス取引等項目 計	6,278	251	7,052	282
[CVAリスク相当額](簡便的リスク測定方式)	145	5	189	7
[中央清算機関関連エクスポージャー]	7	0	2	0
合 計	731,246	29,249	755,185	30,207

(注) 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

連結総所要自己資本額

(単位: 百万円)

項目	2018年3月期	2019年3月期
	所要自己資本の額	
信用リスク(標準的手法)	29,249	30,207
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	1,428	1,339
合 計	30,677	31,546



信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高（地域別、業種別、残存期間別）  
 （単位：百万円）

	2018年3月期					2019年3月期				
	信用リスク・エクスポージャー期末残高					信用リスク・エクスポージャー期末残高				
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー	
国内計	1,426,382	1,026,080	262,378	485	4,033	1,378,560	1,037,224	224,605	630	3,347
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	1,426,382	1,026,080	262,378	485	4,033	1,378,560	1,037,224	224,605	630	3,347
製造業	107,236	103,913	3,281	—	42	106,571	103,289	3,248	—	33
農業、林業	4,304	4,304	—	—	—	5,394	5,320	—	—	74
漁業	822	822	—	—	—	788	788	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	421	421	—	—	—	554	554	—	—	—
建設業	76,693	74,394	2,201	—	97	78,211	75,737	2,378	—	95
電気・ガス・熱供給・水道業	4,902	4,900	2	—	—	5,998	5,996	2	—	—
情報通信業	9,054	8,036	704	—	314	7,063	6,537	219	—	305
運輸業、郵便業	26,452	25,749	702	—	—	27,641	26,894	747	—	—
卸売業、小売業	78,661	75,300	2,576	—	784	84,173	80,710	2,684	—	778
金融業、保険業	91,737	78,542	12,817	377	—	106,204	95,243	10,652	309	—
不動産業、物品賃貸業	194,550	189,076	4,483	—	990	201,114	195,704	4,389	—	1,020
各種サービス業	116,188	112,414	2,176	—	1,596	115,992	113,189	2,129	—	672
国・地方公共団体	232,744	113,490	119,254	—	—	181,174	81,135	100,038	—	—
その他	482,612	234,713	114,178	108	207	457,677	246,122	98,114	320	366
業種別合計	1,426,382	1,026,080	262,378	485	4,033	1,378,560	1,037,224	224,605	630	3,347
1年以下	198,785	165,438	31,479	—	1,866	222,562	187,368	33,730	—	1,463
1年超3年以下	152,845	84,199	68,495	40	109	130,417	77,537	52,697	25	157
3年超5年以下	145,756	111,457	33,687	38	573	118,366	97,768	19,383	61	1,152
5年超7年以下	92,313	83,982	7,455	30	846	103,233	77,119	26,043	30	41
7年超10年以下	159,297	96,921	62,054	30	291	147,131	114,361	32,355	361	52
10年超	520,190	476,299	43,245	346	299	520,684	476,336	43,761	151	435
期間の定めのないもの	157,193	3,748	15,961	—	45	136,164	3,386	16,633	—	44
残存期間別合計	1,426,382	1,026,080	262,378	485	4,033	1,378,560	1,037,224	224,605	630	3,347

(注) 1. デリバティブ取引は与信相当額ベースであります。  
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーをいいます。

〈連結〉

(単位：百万円)

	2018年3月期					2019年3月期				
	信用リスク・エクスポージャー期末残高					信用リスク・エクスポージャー期末残高				
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー	
国内計	1,438,554	1,037,901	258,662	485	4,067	1,390,596	1,049,655	220,759	630	3,450
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	1,438,554	1,037,901	258,662	485	4,067	1,390,596	1,049,655	220,759	630	3,450
製造業	110,028	106,620	3,335	—	72	109,976	106,616	3,302	—	57
農業、林業	4,419	4,419	—	—	—	5,453	5,379	—	—	74
漁業	822	822	—	—	—	788	788	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	446	446	—	—	—	570	570	—	—	—
建設業	78,973	76,671	2,201	—	101	80,342	77,837	2,378	—	127
電気・ガス・熱供給・水道業	5,015	5,013	2	—	—	6,082	6,080	2	—	—
情報通信業	8,707	7,800	592	—	314	6,953	6,295	352	—	305
運輸業、郵便業	27,379	26,696	682	—	—	28,599	27,872	727	—	—
卸売業、小売業	80,104	76,743	2,576	—	784	85,456	81,992	2,684	—	778
金融業、保険業	90,946	78,623	11,945	377	—	105,397	95,316	9,771	309	—
不動産業、物品賃貸業	197,277	188,711	7,576	—	990	197,245	194,866	1,358	—	1,020
各種サービス業	118,823	114,929	2,297	—	1,597	119,631	116,750	2,161	—	720
国・地方公共団体	232,759	113,504	119,254	—	—	181,193	81,154	100,038	—	—
その他	482,850	236,897	108,198	108	207	462,904	248,135	97,981	320	366
業種別合計	1,438,554	1,037,901	258,662	485	4,067	1,390,596	1,049,655	220,759	630	3,450
1年以下	199,432	166,085	31,479	—	1,867	223,258	188,054	33,730	—	1,473
1年超3年以下	156,594	87,944	68,495	40	113	133,904	80,954	52,697	25	226
3年超5年以下	151,394	117,065	33,687	38	603	124,341	103,722	19,383	61	1,174
5年超7年以下	94,337	86,005	7,455	30	846	105,118	79,003	26,043	30	41
7年超10年以下	159,488	97,111	62,054	30	291	147,470	114,699	32,355	361	52
10年超	520,830	476,939	43,245	346	299	521,040	476,692	43,761	151	435
期間の定めのないもの	156,477	6,748	12,245	—	45	135,462	6,528	12,787	—	46
残存期間別合計	1,438,554	1,037,901	258,662	485	4,067	1,390,596	1,049,655	220,759	630	3,450

(注) 1. デリバティブ取引は与信相当額ベースであります。  
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーをいいます。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

(単体)

(単位：百万円)

	2018年3月期			2019年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
一般貸倒引当金	1,613	763	2,376	2,376	△525	1,851
個別貸倒引当金	3,945	△1,229	2,715	2,715	△973	1,742
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合計	5,559	△466	5,092	5,092	△1,498	3,593

(注) 一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳については、算定を行っておりません。

(連結)

(単位：百万円)

	2018年3月期			2019年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
一般貸倒引当金	1,695	843	2,539	2,539	△534	2,004
個別貸倒引当金	5,098	△1,364	3,734	3,734	△1,083	2,650
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合計	6,794	△520	6,273	6,273	△1,618	4,655

(注) 一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳については、算定を行っておりません。

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単体)

(単位：百万円)

	2018年3月期			2019年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
国内計	3,945	△1,229	2,715	2,715	△973	1,742
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	3,945	△1,229	2,715	2,715	△973	1,742
製造業	209	△61	148	148	△6	142
農業、林業	39	△7	32	32	△12	20
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	—	—	—	—
建設業	309	△190	119	119	△8	110
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	3	86	90	90	208	298
運輸業、郵便業	4	△1	3	3	△2	1
卸売業、小売業	624	0	625	625	43	668
金融業、保険業	—	—	—	—	13	13
不動産業、物品賃貸業	255	△58	197	197	△118	78
各種サービス業	2,400	△939	1,461	1,461	△1,094	366
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他	96	△57	38	38	3	42
業種別合計	3,945	△1,229	2,715	2,715	△973	1,742

(連結)

(単位：百万円)

	2018年3月期			2019年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
国内計	5,098	△1,364	3,734	3,734	△1,083	2,650
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	5,098	△1,364	3,734	3,734	△1,083	2,650
製造業	329	△60	268	268	△17	251
農業、林業	39	△5	33	33	△12	21
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0	0
建設業	400	△200	199	199	9	209
電気・ガス・熱供給・水道業	—	0	0	0	0	0
情報通信業	3	87	91	91	208	299
運輸業、郵便業	4	19	24	24	△14	9
卸売業、小売業	644	26	671	671	40	711
金融業、保険業	—	0	0	0	13	14
不動産業、物品賃貸業	255	△51	204	204	△122	82
各種サービス業	2,475	△905	1,570	1,570	△1,086	483
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他	943	△274	669	669	△102	566
業種別合計	5,098	△1,364	3,734	3,734	△1,083	2,650

業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	単体		連結	
	2018年3月期	2019年3月期	2018年3月期	2019年3月期
製 造 業	3	133	3	133
農 業、林 業	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	3	—	3	—
建 設 業	1	10	1	10
電気・ガス・熱供給・水道業	3	—	3	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	80	74	80	74
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	3	29	3	29
各 種 サ ー ビ ス 業	16	157	16	159
国・地方公共団体	—	—	—	—
そ の 他	8	0	38	28
業 種 別 合 計	120	404	150	435

標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条（自己資本比率告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）並びに第248条の4第1項第1号及び第2号（自己資本比率告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〈単体〉

(単位：百万円)

	2018年3月期		2019年3月期	
	エクスポージャーの額			
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	—	402,019	—	315,596
10%	2,260	87,504	1,600	92,116
20%	74,703	31,997	78,786	21,783
35%	—	79,219	—	93,744
50%	57,573	3,973	62,611	870
75%	—	217,176	—	219,582
100%	16,874	448,815	12,022	476,149
150%	—	1,549	—	1,952
250%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合 計	151,410	1,272,256	155,021	1,221,796

(注) 「格付あり」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーやソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。

〈連結〉

(単位：百万円)

	2018年3月期		2019年3月期	
	エクスポージャーの額			
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	—	402,019	—	315,596
10%	2,260	87,504	1,600	92,116
20%	74,703	31,997	78,786	21,783
35%	—	79,219	—	93,744
50%	57,573	3,973	62,611	870
75%	—	217,176	—	219,582
100%	16,874	473,321	12,022	498,585
150%	—	1,549	—	1,952
250%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合 計	151,410	1,296,762	155,021	1,244,232

(注) 「格付あり」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーやソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	37,065	26,030
保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	27,597	25,063

(注) 適格金融資産担保には、貸出金と自行預金の相殺が可能なエクスポージャー（2018年3月期：16,628百万円、2019年3月期：16,721百万円）を含んでおります。

**派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項**

**イ. 与信相当額の算出に用いる方式**

通貨関連取引等の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して与信相当額を算出する方式をいいます。

**ロ. グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額**

該当ございません。

**ハ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額**

(単位：百万円)

	2018年3月期		2019年3月期	
	単体	連結	単体	連結
与信相当額	485	485	630	630
派生商品取引	485	485	630	630
外国為替関連取引	—	—	—	—
金利関連取引	485	485	630	630
株式関連取引	—	—	—	—
その他取引	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

**ニ. ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額**

(単位：百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額	—	—

**ホ. 担保の種類別の額**

該当ございません。

**ヘ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額**

(単位：百万円)

	2018年3月期		2019年3月期	
	単体	連結	単体	連結
与信相当額	485	485	630	630
派生商品取引	485	485	630	630
外国為替関連取引	—	—	—	—
金利関連取引	485	485	630	630
株式関連取引	—	—	—	—
その他取引	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

**ト. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつプロテクションの購入又は提供の別に区分した額**

該当ございません。

**チ. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額**

該当ございません。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

銀行及び連結グループがオリジネーターである証券化及び再証券化エクスポージャーに関する事項  
該当ございません。

銀行及び連結グループが投資家である証券化及び再証券化エクスポージャーに関する事項

- (1) 保有する証券化及び再証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳  
投資家として保有する証券化エクスポージャーの額  
該当ございません。

投資家として保有する再証券化エクスポージャーの額  
該当ございません。

- (2) 保有する証券化及び再証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額  
投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額  
該当ございません。

投資家として保有する再証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本の額  
該当ございません。

- (3) 自己資本比率告示第248条並びに第248条の4第1項第1号及び第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳  
該当ございません。

投資家として保有する証券化エクスポージャーのうち、自己資本比率告示第248条並びに第248条の4第1項第1号及び第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額  
該当ございません。

- (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳  
該当ございません。

**出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項**

**貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額**

○出資等の貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	2018年3月期				2019年3月期			
	単体		連結		単体		連結	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	5,923		6,289		3,360		3,397	
上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	5,441		1,722		5,631		1,821	
合 計	11,364	11,364	8,011	8,011	8,992	8,992	5,218	5,218

○子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
子会社・子法人等	4,015	4,015
関連法人等	0	0
合 計	4,015	4,015

**出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額**

(単位：百万円)

	2018年3月期		2019年3月期	
	単体	連結	単体	連結
売却損益額	599	599	51	520
償却額	0	0	211	310

**貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額**

(単位：百万円)

	2018年3月期		2019年3月期	
	単体	連結	単体	連結
貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	610	932	△178	△165

**貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額**

該当ございません。

**リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項**

**リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項**

該当ございません。

**金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額**

**連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する銀行勘定の経済的価値の増減額**

(単位：百万円)

2018年3月期
△4,902

(注) 計算方法及び前提条件

1. 銀行勘定の金利リスク量は、保有期間1年、5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値によって計算される経済的価値の低下額としております。
2. 流動性預金のうちコア預金（明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期期間銀行に滞留する預金）は内部モデルにて金利リスクを算定しております。

**金利リスクに関する事項**

上記「金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額」について、「開示告示」が改正されたため、2019年3月期より改正後の「開示告示」別紙様式第11号の2を用いて本開示事項を記載しております。

2019年3月期

(単位：百万円)

**IRRBB1：金利リスク**

項番		イ		ロ		ハ		ニ	
		△EVE				△NII			
		当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	9,969							
2	下方平行シフト	0							
3	スティープ化	9,002							
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	9,969							
		ホ				ヘ			
		当期末				前期末			
8	自己資本の額	63,600							

(注) 上記「IRRBB1：金利リスク」のロ欄、ハ欄、ニ欄及びヘ欄は、「開示告示」別紙様式第11号の2の経過措置に係る注意書きにより記載しておりません。